

1/20

19日の日経平均株価は2万円の大台を指呼の間にとらえながら、日銀が金融政策の現状維持を決めると伸び悩んだ。海外ファンド勢の毎度の「日銀ブレイク」もさることながら、個人からの利益確定売りも日経平均2万円を近くて遠い節目にしている。だがこうした逆張りの個人投資行動を、根底から変える可能性を秘めたある税制の見直し動きが動き始めている。

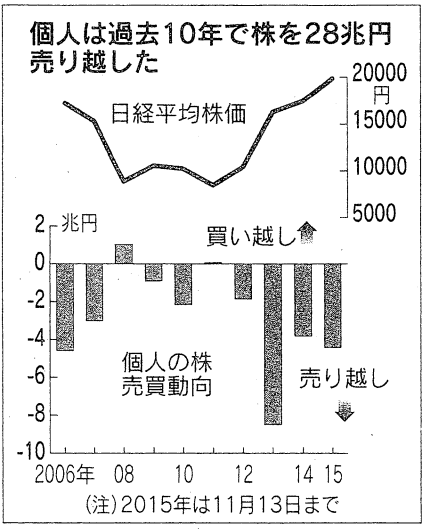
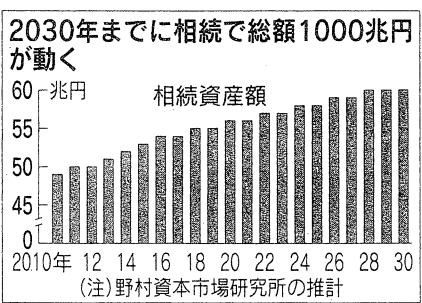
個人売りを止める秘策

8月に金融庁が公表した「歩」日本証券業協会の松永来年度の税制改正要望をまとめた文書には「上場株式等の相続税評価の見直し」という株式市場にとって重要な一言が盛り込まれていた。証券界は例年夏に翌年度の税制改正要望をまとめ、この要求は10年以上、手を替え品を替え訴えてきた。「金融庁に取り上げてもらっただけでも大きな一

歩」日本証券業協会の松永秀昭証券税制室長は言う。具体的な中身はこうだ。相続税は、相続した資産の時価に税率を掛け合わせた金額が課せられるが、資産によって時価の評価方法が異なる。残高の100%が評価額となる現預金と同じように、上場株も基本的には死亡時の取引所終値の100%が評価額となる。

スクランブル

これに対し不動産は相続時に評価が割り引かれ、株や現預金よりも優遇されて



相続税、株冷遇に見直し機運

いる。土地は公示地価の80%程度だし、建物は建築費の50〜70%程度だ。このため「株は不動産など他の価格変動リスクのある資産と比べると不利で、相続時には売却による処分が選択されてしまう」(大和総研の保志泰金融調査部長)。金融庁は来年度の税制改正で株の相続時の評価額を時価の70%程度に引き下げるよう要求している。金融庁が今回このカードを切ったのは、少額投資非課税制度(NISA)の導入などで投資家の裾野を広げる現在の政策に、相続税のシステムが逆行しているという意識が強いからだ。日証協の調査では株を相続した人の証券口座では1年以内に半分が売却されていた。「いくらNISAで現役世代の投資家が増えても、世代間で株が引き継がれないのが今のシステム。ゆりかごから墓場まで対応をしなければ」。ある金融庁関係者は言う。

相続税の見直しは国民から「金持ち優遇」の批判が出やすく、政治家の受けが

野村資本市場研究所の試算では2030年までに総額約1千兆円が相続され、「このうち約半分が不動産」(宮本佐知子主任研究員)という。中にはタワーマンションを使って評価額を下げる手法に象徴される相続税対策の不動産も含まれている。仮に相続対象の不動産の1割が株にシフトすれば、約50兆円が株式市場に流れ込む計算だ。個人は過去10年で約28兆円の株式を売り越してきたが、相続税に絡んだ売却も少なからず含まれていたはずだ。「貯蓄から投資へ」ならぬ「不動産から株へ」――証券市場の活性化のために、やることはまだたくさんある。

(証券部次長 川崎健)